

## 耐震化促進税制の創設に関する緊急要望

平素から市町村行財政運営につきまして、格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、東京都は、「10年後の東京」がめざす災害に強い東京の実現のため、旧耐震基準に基づき建築された住宅の建替え及び耐震改修を税制面から支援するため、固定資産税・都市計画税の減免措置を行う旨、発表いたしました。

「東京都耐震改修促進計画」によれば、多摩・島しょ地域にも耐震性の不十分な住宅があり、「10年後の東京」がめざす平成27年度に目標耐震化90%を達成するためには、区部だけでなく、その約3分の1を占める多摩・島しょ地域に対する施策が不可欠となっています。

言うまでもなく、この減免措置は都が権限を有する特別区民を対象に実施されるものであり、多摩・島しょ住民の固定資産税・都市計画税の減免措置につながるものではありません。しかし、同じ東京都民である、多摩・島しょの住民も特別区民と同様の減免措置が享受できるものと当然受けとめ、期待されることが想定されます。

市長会・町村会はこれまで、都が決定した福祉制度の改革等の見直しについて、市町村財政の負担増を伴うものであっても実施協力する立場から了承してきました。この度の減免措置についても、震災時の被害軽減に資する施策であり、その主旨については理解できるものですが、市町村税の根幹を担っている固定資産税・都市計画税は各市町村にとっては安定的かつ貴重な財源であり、この減免措置を行った場合、税収減を補填する財源余力がないのが実情です。

こうした状況の中、この度、都が決定した減免措置の各市町村に及ぼす影響に苦慮しているところであります。

東京都は市区町村を包括し、府県行政を担う自治体として、また市区町村の均衡あるまちづくりを支援する立場から、係る事態をご賢察の上、市町村への影響等に十分配慮し、適切に対処されるよう下記について強く要望いたします。

## 記

- 1 今後、各市町村に影響を与える税制改正措置については、事前に十分な相談と調整を徹底すること。
- 2 各市町村が特別区に準じた固定資産税・都市計画税の減免措置をとることとした場合、本措置に伴って生じる税収減によって、市町村財政に支障をきたすことがないように具体的に措置すること。
- 3 東京都の責任において、等しく耐震改修が促進される措置を講じること。

平成20年11月7日

東京都知事 石原 慎太郎 殿

東京都市長会会長

八王子市長 黒 須 隆 一

東京都町村会会長

日の出町長 青 木 國太郎